

# ■平成29年分 年末調整の注意点（職員配布用）

## 1. 扶養控除等（異動）申告書

### ● 扶養親族等について

年の中途で扶養親族等の異動（結婚等による増加、子の就職等による減少）があった場合は修正してください。

※ 年途中で控除対象配偶者・扶養親族が死亡した場合、当年は配偶者控除や扶養控除が受けられません。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書

所得見積額を記入  
(給与のみの場合; 給与収入-65万)

区分等	(フリガナ) 氏名 氏名	あだこ 氏名	生年月日	本人印鑑押印 又は本人扶養控除 (平成14.1.1以前生)	住所又は居所	所得見積額 する年	所得見積額 する年
控除対象 配偶者	山川明子		昭和49.10.5		東京都練馬区栄町23-7	300,000円	
主たる 養育者	1 山川一郎	子	昭和13.5.17	扶養・その他 扶養等		0	
	2						
控除対象							

同居老親・特定等に該当する場合は「○」をつける。

・追加→黒字で記入  
・削除→二線抹消(赤字)  
・変更→変更箇所を二線抹消(赤字)し、黒字で記入

### 申告書下部（住民税に関する事項記入欄）

○住民税に関する事項

(住民税) 課税標準 16歳未満 扶養親族 (平成14.1.2以前生)	(フリガナ) 氏名 氏名	あだこ 氏名	生年月日	住所又は居所	所得見積額 する年	所得見積額 する年
1	山川三郎	子	平成16.7.5	東京都練馬区栄町23-7	0円	
2						
3						

16歳未満の扶養親族を記入

### ・控除対象配偶者と配偶者特別控除

区分	所得金額	給与収入のみ
控除対象配偶者	38万円以下	103万円以下
配偶者特別控除※	38万円超 76万円未満	103万円超 141万円以下
控除対象外	76万円超	141万円超

※配偶者特別控除は、  
保険料控除申告書に記入

控除の種類	条件
○控除対象配偶者	①職員と生計同一 ②合計所得金額38万円以下 ・給与のみ→収入金額103万円以下 ・公的年金等のみ 65歳以上→収入金額158万円以下 65歳未満→収入金額108万円以下
○控除対象扶養親族	③配偶者以外で年齢が16歳以上の人 (H13.1.1以前生まれ)
○特定扶養親族	○控除対象扶養親族のうち、 年齢が19歳以上23歳未満の人 (H7.1.2～H11.1.1生まれ)
○老人扶養親族	○控除対象扶養親族のうち、 年齢70歳以上の人 (S23.1.1以前生まれ)

※国外に居住する親族について、「親族関係書類」  
及び「送金関係書類」が必要です。

### ● 平成29年1～12月に「埼玉県知事以外」から給与等の支払を受けたことがある場合

次の①～④に該当する場合は、従前の所得等を県から交付する源泉徴収票に合算する必要があります。最終的には従前の源泉徴収票を用紙の裏面に貼付します。

- ① 平成29年1～12月に、他の民間会社等で働いていた
- ② 平成29年1～12月に、市町村教育委員会等で働いていた
- ③ 平成29年1～12月に、埼玉県等の非常勤職員として働いていた
- ④ 平成29年1～12月に、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった

従前の勤務先における「源泉徴収票」の原本を提出してください。

給与事務担当者が指定する期日までに源泉徴収票の原本を提出できない場合は、給与の証明書等を提出していただければ代用して事務処理を行います。後日必ず原本を提出してください。

「源泉徴収票」の原本を提出できない場合は、原則として確定申告を行っていただくこととなります。

2. 保険料控除申告書

保険料控除には、原則「**証明書の添付**(団体生命・ライフサポート保険を除く)」が必要です。

●生命保険料控除

1年分の保険料(発行日までの支払済保険料額ではありません。)から、配当金・剰余金・割戻金等を控除します。

※個人年金保険…生命保険のうち、「年金を給付する定めのあるもの」

控除限度額は合計で12万円です。一般、個人年金とともに「新契約」と「旧契約」を分けて記入してください。

①新契約の保険料	一般の生命保険料、個人年金保険料のうち、H24. 1. 1以後に締結した契約
②旧契約の保険料	一般の生命保険料、個人年金保険料のうち、H23. 12. 31以前に締結した契約

〔記載例〕 保険料控除申告書 (生命保険料控除)

区分に「○」をつけて、1年分の保険料を記入してください。(発行日までの支払済保険料額ではありません。)

保険料の種類	保険会社等の名称	保険等の種類	保障期間	保険等の契約者の氏名	氏名	配偶者の氏名	区分	控除額		
								①	②	
一般の生命保険料	××生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧	24,000円		
	▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧	36,000円		
	①のうちの合計額 A 24,000円								① (最高40,000円)	22,000円
	②のうちの合計額 B 36,000円								② (最高40,000円)	30,500円
介護保険料	××生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧	48,000円		
	③のうちの合計額 C 48,000円								③ (最高40,000円)	40,000円
控除	計算式に当てはめて計算してください。(計算式 I : 新契約(上限4万円)、計算式 II : 旧契約(上限5万円))								④ (最高40,000円)	72,000円
	⑤のうちの合計額 E 72,000円								⑤ (最高50,000円)	43,000円
計算式 I (新保険料等) ※								⑥ (最高40,000円)	40,000円	
計算式 II (旧保険料等) ※								⑦ (最高50,000円)	43,000円	
A、C又はDの金額								⑧ (最高120,000円)	115,000円	
B又はEの金額								⑨ (最高50,000円)	44,800円	
合計12万円が上限										

●地震保険料控除

控除限度額は合計で5万円です。「地震保険料」と「旧長期損害保険料」を分けて記入してください。

①地震保険料	本人等が所有居住している家屋等に、地震等による損害を対象として本人自身が支払った保険料。
②旧長期損害保険料	保険期間が10年以上で、満期返戻金の支払われるもの。ただし、H18. 12. 31までに締結した契約で、H19. 1. 1. 以後に契約の変更をしていないものに限る。
一つの契約に上記①と②がある場合	控除額を勘案した上で①か②のどちらか一方を記入してください。

区分に「○」をつけて、1年分の保険料を記入してください。(発行日までの支払済保険料額ではありません。)

保険料の種類	保険会社等の名称	保険等の種類	保障期間	保険等の契約者の氏名	氏名	配偶者の氏名	区分	控除額	
								①	②
地震保険料	○○文星	地震(建物)	5	山川太郎	山川太郎		旧長期	30,000円	
	△△文星	積立傷害	12	同上	同上	同上	地震	19,600円	
③のうちの地震保険料の合計額								③ (最高50,000円)	30,000円
④のうちの旧長期損害保険料の合計額								④ (最高15,000円)	19,600円
⑤の金額 (最高50,000円)								⑤ (最高50,000円)	30,000円
⑥の金額 (最高15,000円)								⑥ (最高15,000円)	19,600円
合計5万円が上限									44,800円

●社会保険料控除

控除対象は職員本人が支払った社会保険料(一定の扶養親族等を対象とする保険料を含む)だけです。次の内容に注意してください。

国民年金・国民年金基金の保険料・掛金等は証明書類添付。

- ・国民年金保険料  
臨時的任用職員の多くは3/30で任期満了している。3月分国民年金を自分で払っている場合は控除対象。
- ・後期高齢者医療制度保険料、介護保険料 (添付書類は省略可)  
被保険者の年金天引分・口座振替分等は控除不可。職員本人の口座振替等のみ控除対象。

### 3. 配偶者特別控除申告書

「保険料控除申告書」の配偶者特別控除の早見表を参考にして、控除額を計算してください。配偶者特別控除と控除対象配偶者は重複しません。

### 4. 住宅借入金等特別控除申告書

該当される方は「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」を添付してください。連帯債務の方は備考欄に必要事項の記入と押印をお願いします。

申告書にマイナンバー欄が記載されている場合、マイナンバーの記載は不要です。

# ■平成29年分 年末調整チェックリスト(学校事務職員用)

## (1) 扶養控除等(異動)申告書

- 年末調整対象者全員のものが揃っているか
- 年の中途での扶養親族等の異動が記載されているか  
 例:年の途中で
  - 結婚し、配偶者を扶養することとなった
  - 子供が生まれ、扶養親族が増えた
  - 扶養親族が就職し、扶養親族でなくなった 等
- 申告された控除対象配偶者などが控除の対象となるか
  - ・合計所得金額→本年の見積所得金額
  - ・年齢→平成29年12月31日の現況(死亡した人は、死亡日)で判断
  - ※ 年途中で控除対象配偶者・扶養親族が死亡した場合、当年は配偶者控除や扶養控除が受けられる。

主な控除の種類	条 件
○控除対象配偶者	①職員と生計同一 ②合計所得金額38万円以下 ・給与所得のみ→収入金額103万円以下 ・公的年金等のみ
○控除対象扶養親族	65歳以上→収入金額158万円以下 65歳未満→収入金額108万円以下 ③配偶者以外で年齢が16歳以上の人 (H14.1.1以前生まれ)
○特定扶養親族	○扶養親族の条件に当てはまり、 年齢が19歳以上23歳未満の人 (H7.1.2～H11.1.1生まれ)
○老人扶養親族	○扶養親族のうち、年齢70歳以上の人 (S23.1.1以前生まれ)

※配偶者特別控除は申告書裏面参照。

※扶養親族該当の可否等は税務署に問い合わせてください。

- 扶養控除の適用を受けようとする、国外に居住する親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」は揃っているか
- 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は記載不要
- 個人番号欄は、以下の文言が申告書の余白にある場合は空欄にする  
→「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」

## (2) 保険料控除申告書

### ●全般

- 学校宛の団体生命「生命保険料控除証明書」「配当金内訳書」などと相違がないか
- 団体生命は、申告書の余白に「マル互」、「給与の支払者の確認印」(校長印)押印
- 団体生命以外は、職員の申告を確認できる証明書を添付(旧生命保険料の支払いが9,000円未満の場合は証明書不要)
- 「給与支払者の法人(個人)番号」欄は記載不要

### ●生命保険料控除

#### 【保険料】

- 1年分の保険料か(発行日までの支払済保険料額ではない。)
- 配当金・剰余金・割戻金等は保険料から控除されているか
- 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」が正しく記入されているか
  - ・一般の生命保険…いわゆる「生命保険」
  - ・個人年金保険…生命保険のうち、「年金を給付する定めのあるもの」

#### 【生命保険料控除額】

- 「①一般の生命保険料」、「②介護医療保険料」、「③個人年金保険料」の控除額欄に、計算した金額が誤りなく記載されているか
- ①～③の合計が正しく記入されているか(限度額12万円)

区 分	支払った保険料等の額	控 除 額
計算式Ⅰ (新生命保険料、 介護医療保険料、 新個人年金保険料)	20,000円以下	支払った保険料等の全額
	20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+10,000円
	40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+20,000円
	80,001円以上	一律 40,000円
計算式Ⅱ (旧生命保険料、 旧個人年金保険料)	25,000円以下	支払った保険料等の全額
	25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/2+12,500円
	50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の合計額×1/4+25,000円
	100,001円以上	一律 50,000円

※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。

●地震保険料控除

【保険料】

- 「地震保険料」と「旧長期損害保険料」が正しく記入されているか
- ・地震保険料  
本人等が所有居住している家屋等に、地震等による損害を対象として本人自身が支払った保険料。
  - ・旧長期損害保険料  
保険期間が10年以上で、満期返戻金の支払われるもの。ただし、H18.12.31までに締結した契約で、H19.1.1.以後に契約の変更をしていないものに限る。

【地震保険料控除額】

- 地震・旧長期の計算した金額が誤りなく記載されているか(限度額5万円)

区 分	支払った保険料等の額	控 除 額	
①「地震保険料」のみの損害保険契約等	—	支払った地震保険料の合計額(上限5万円)	
②「旧長期損害保険」のみの損害保険契約等	旧長期損害保険料の金額の合計額	1万円以下	その合計額
		1万円超 2万円以下	支払った保険料等の合計額×1/2+5,000円
		2万円超	15,000円
①と②がある場合	①と②それぞれ計算した金額の合計額	5万円以下	その合計額
		5万円超	(①+②の合計で上限)5万円

※1つの損害保険契約等が、地震保険と旧長期のいずれの契約区分にも該当する場合は、本人の選択によりどちらか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算する。

※控除額の計算において1円未満の端数があるときは切り上げる。

●社会保険料控除

- 職員が支払った社会保険料(職員と生計を一にする親族が負担すべきものを含む)のうち、国民健康保険料・国民年金保険料等については、年金事務所等が発行した証明書類が添付されているか

(3) 配偶者特別控除申告書

- 申告された控除対象配偶者などが控除の対象となるか
- ・職員と生計同一
  - ・合計所得金額38万円超76万円未満
- 「A」配偶者の合計所得金額(見積額)が正しく記入されているか  
(給与所得のみのとき: 所得=収入-65万円)
- 「B」配偶者特別控除額の早見表で算出した控除金額が正しく記載されているか
- 「控除対象配偶者」と「配偶者特別控除」の両方を重複して申告していないか
- ※配偶者特別控除は、控除対象配偶者に該当しない場合に適用可。

(4) 住宅借入金等特別控除申告書

- 金融機関等が発行した「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書」の添付
- 申告書のマイナンバー欄の記入は不要。記載されていた場合はマスキングをする

(5) 年末調整前職報告書

●該当職員

- 平成29年中に県以外から給与を支給されていた職員(市教委等含む)
- 平成29年中に県任用の非常勤講師等だった期間がある職員

●全般

- 前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ記入
- 前職にかかる源泉徴収票(原本)を提出してもらい、収入等を確認したか
- 源泉徴収票(原本)は必ず提出(検収会の時に確認書類として必要)

■ 各報告書

(1) 年末調整報告書1

- 報告書1枚目の右上余白に「朱書きで総件数」を記入したか
- 各報告書ごとに右下の「○枚中○枚目」を記入したか
- 住民税関係123カラムの「未成年(本人)」欄について  
成人は「0」、未成年(H10.1.3以降生まれ)は「1」を記入する
- プレプリントされていない年末調整報告書1を使用する場合  
下図のように手書きでカード No.「K31」と記入し、所属所コードのゴム印を押印してください。

所属所名・所属所コード							
カード	1	2	3	4	5	6	7
				■■ 中学校			
NO	K	3	1	○	○	A	△ △

必ず記入

- 退職(予定)職員の報告をする場合
    - ①11月30日までに退職(死亡退職を含む)  
→ 氏名・職番・住民税欄を二線抹消
    - ②12月1日～20日(給与支給日の前日)に退職  
→ 17カラムに「1」を記入し  
住民税関係(123カラム)も記入
- 「摘要」に  
「退職日・事由」  
を記入する。
- プレプリントされていない職員は手書きで記入したか
    - ・ 所得税申告区分を記入
    - ・ 摘要欄に発令事由・任期を記入
  - 複数課所の「年調整報告書1」にプレプリントされている職員を報告する場合  
**年末調整欄(17カラムには何も記入しない)**
    - ① 12月マスター上で所属している課所→他の職員と同様に事務処理を行う
    - ② 12月マスター上では所属していないが、職番・氏名がプレプリントされている  
→該当職員の行を二線で抹消する
  - 16歳未満の年少扶養親族について、人数を記入したか  
「年少扶養親族」欄(29カラム)に人数を記入

(2) 年末調整前職報告書(該当者のみ)

●該当職員

- 平成29年1～12月に、他の民間会社等で働いていた
- 平成29年1～12月に、市町村教育委員会等で働いていた
- 平成29年1～12月に、埼玉県等の非常勤職員として働いていた
- 平成29年1～12月に、現在と異なる職員番号で支給された給与、産休育休連絡引継賃金があった

●全般

- 前職が2つ以上ある場合は、金額は合算し前勤務先名は1つのみ(8文字まで)記入
- 前職に係る源泉徴収票を提出してもらい、収入等を確認したか
- 源泉徴収票原本が間に合わない場合は他の書類等(例:給与の証明書等)でも代用可とするが、後日必ず原本を提出させる。(学校保管)

(3) 年末調整に係る調整報告書(該当者のみ)

- 福利課から共済・互助会掛金の直接還付を受けた場合で「年末調整用確認リスト」にデータが反映されていないとき  
→提出する

(4) 扶養親族数報告書 (該当者のみ)

- 扶養親族の氏名に外字が含まれてる場合  
→提出する

(5) 年末調整に係る住宅借入金等報告書 (該当者のみ)

- 住宅借入金等特別控除について、2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合、または、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合ないし、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けている場合

→提出する

【住宅借入金等特別控除の報告方法】

ケース	使用報告書	報告項目
住宅借入金等特別控除における居住開始年月日が1つの場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
2以上の居住開始年月日に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を1つ受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1
特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を2つ受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1、 居住開始年月日2
認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用を受けている場合	年末調整報告書 1	住宅取得等特別控除、 住宅の居住開始年月日
	年末調整に係る住宅借入金等報告書	適用数、居住開始年月日1